

2026年1月6日

スポーツ庁
長官 河合純一殿

国民スポーツ振興策をさらに推進するための要望書

新日本スポーツ連盟 理事長
宇野健治 置田康典 福島宏子
日本勤労者山岳連盟
理事長 川嶋高志

パリでのオリンピック・パラリンピック大会も終了し、冬季五輪の札幌市招致も解消された現在、そしてなによりも改正スポーツ基本法が策定された今こそ、国民スポーツ振興を本気で前に進める時に来ているのではないかと考えます。私たちはスポーツを行為(実践)の文化であると考えていますので、その観点から国民スポーツ振興策の推進を期待しています。

まずは、改正スポーツ基本法の内容に照らして、質問と要望を提起したいと思います。

2025年1月24日から始まった通常国会において改正スポーツ基本法(以下、新法と略)案が審議され、6月13日に参議院を通過して成立しました。新法案は、日本スポーツ政策推進機構(会長:遠藤利明、以下、機構と略)が公表した『日本スポーツ会議2024提言』を起点として、スポーツ議員連盟の「スポーツ基本法改正プロジェクトチーム」で議論され、ここでまとめられた案をもとにして国会で審議され成立をみました。

新法は旧法にない条文が加筆・修正されており、現今のスポーツ界の不正の防止、中学・高校・大学におけるスポーツの推進、障がい者スポーツ振興の重視など大切な施策が示されていますし、そして第8条には「法制上の措置等」の条文があり、政府が施策を実施するために必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない、と謳っていることは、国民スポーツ振興の観点から非常に意味ある条文だと理解しています。

しかしその観点からすれば、スポーツ産業の事業者の活用・連携、事業機会の増大及び地域経済の活性化にかなりの重点が置かれていること、スポーツ振興に必要な資金確保として「スポーツ振興くじ」の拡大が意図されていること、などは、スポーツを儲けの対象にしていくことを意味し、利益の上がらない国民スポーツ振興が軽視されていくのではないかという疑念、心配を感じます。

その疑念・心配は以下の施策によってさらに現実感が増します。

「第3期スポーツ基本計画」の参考データによれば、「地方におけるスポーツ振興財源」は1995年の1兆80億円をピークに減り続け2007年には半減しており、それ以降2012年頃まで横這いでありましたが、2013年以降は上昇に転じて2018年には7,064億円となっています。ただし、2013年以降増えているのは「普通建設事業費」であり、これは2019ラグビーワールド

カップと2020東京五輪・パラリンピックのための大型スポーツ施設の建設のためのものであり、それ以外はほぼ横這いです。

そして他方で、国土交通省による国土形成計画の見直しを受けて、総務省が「自治体戦略2040 構想」として「スマート自治体」の形成を進めていますが、このスマート自治体形成の施策は、地方の中核都市にあらゆる主要な公共施設を集めて、外側の地域と交通・情報ネットワークで結ぶというものですから、当然のことながら地域の公共スポーツ施設は統廃合・縮減されることになり、地域スポーツ振興にとってはマイナスの要因となっています。例えば、「グランディ・21 宮城県総合運動公園」のスポーツ施設などは大変素晴らしいものですが、郊外にあってアクセスが困難なのです。

以上のように、地方のスポーツ振興財源の減少と「自治体戦略2040構想」の下での公共スポーツ施設は統廃合・縮減によって、地域スポーツ振興は軽視・弱体化されていると言わざるを得ません。

加えて、スポーツ庁の「令和7年度予算(案)主要事項」を検討してみると、この疑念、心配は募るばかりです。

スポーツ庁の「令和7年度予算(案)主要事項」に示された予算総額は362億7千万円であり、昨年度比で1億7千万円の微増となっており、スポーツ庁予算はずっと横這いの状態です。

このことと関連して、限られたスポーツ庁の予算とは別に、スポーツ庁からスポーツ団体への運営費交付金、スポーツくじの収益およびスポーツ振興基金の運用益を管理・運用しているのが「日本スポーツ振興センター」(JSC)ですが、JSC の2025年度の収入合計は2180億円弱で、その内の1306億円強がスポーツくじ収入からの助成金であり、スポーツくじ助成金から234億円が地域スポーツ振興のために配分されることになっています。

したがって、実際には中学校部活の地域移行策を含む地域スポーツ振興財源は JSC から出てくるのであり、スポーツ庁予算が少額のまま変化しない現状では、JSC が配分するスポーツくじ助成金に頼らざるを得ない財政構造となっています。それ故に、今国会で可決された「スポーツ基本法改正案」のねらいの1つが「スポーツの振興のために必要な資金等」、つまりスポーツくじの拡大にあるのでしょうか。

しかし、国庫助成ではなく、スポーツくじという国民の掛け金を充てにする財源確保のやり方は、あまりに不安定であり無責任であると言えます。また、現在社会問題となっているギャンブル依存症を患う国民を増やすことになるでしょうから、教育機関や医療機関からの批判は免れないと思われます。

さらに、以上の問題点を裏付ける施策が以下の通り進行しており、疑念は深まるばかりです。

スポーツ庁と経済産業省による『「スポーツ未来開拓会議」とりまとめ』が2025年4月に公表されました。この報告書の主旨は「今後のスポーツの成長産業化を見据えた」方策を示すことであり、経産省主導のもとでスポーツ庁も積極的に関わって作成されたものと推察されます。

報告書では「今後の取り組みの方向性」として、(1)特に成長を期待する分野への施策、(2)着実にスポーツの実施を促すための施策、が示されていますが、前者が3分の2を占めて詳述

されているのに対して、後者は積極的な記述がみられません。

報告書の中身として、これまで国はスポーツ産業を基幹産業の一つと位置づけ、2025年までに市場規模を15兆円にすると目標を掲げてきたが、統計で示せる2021年段階で10兆円程度に留まっている、これを2030年までに15兆円に到達させる、というのが中心課題となっています。そのために(1)では、①スタジアム・アリーナ整備をまちづくりと一体的に取り組むこと、②他産業との連携・協業・共創、③スポーツDXやeスポーツの推進、④スポーツエンタメ・コンテンツの海外展開、⑤スポーツ観戦を活かしたスポーツツーリズムおよびVIPルーム等の専用空間、飲食・記念品の提供、選手との交流等のサービスを提供するスポーツホスピタリティの推進、⑥デジタルデバイス等を活用した多様な身体活動の促進を提案しています。これらの施策は「見る」スポーツ振興策であり、報告書で突出した扱いになっている点が問題です。

(2)では、①部活動の地域展開に向けた地域のスポーツ実施環境の整備、②スポーツを活用したまちづくりの拡大、を提案しています。①は「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ」をもとに記述されており、ここでの重要課題の1つが「受益者負担と公的負担のバランス」であります。公費負担については国と自治体で支え合うとありますが、明らかに自治体での計画立案・実施を基本路線としており、このまま自治体任せにしていると格差が生じ、場合によっては地域展開が進まないという事態になりかねません。国の責務を明確にする必要があります。

以上のような政府のスポーツ政策・行財政の結果として、以下に見るように国民のスポーツ実施率は低下傾向にあるのです。

スポーツ庁のHPに掲載された「20歳以上のスポーツ実施率の状況」では、令和3年の59.9%をピークにして令和6年には52.5%へと低下しています。

また、笹川スポーツ財団による『スポーツライフに関する調査報告書』等によると、サッカーは2012年の5.6%をピークに2024年に3.6%へ、野球は2000年の6.0%をピークに2022年に2.6%へ、バスケットボールは2008年の2.7%をピークに2024年に2.3%へ、バレーボールは2000年の4.3%をピークに2022年に2.1%へ低下しており、広いグラウンドやアリーナを必要とするスポーツ種目が軒並み人口減少しています。それに対して、ジョギング・ランニングと散歩・ウォーキングは微増で、筋肉トレーニングは倍増しています。これらは、施設を必要としないか、狭いスペースで、しかも一人でできる運動ばかりです。

新日本スポーツ連盟では、各地で地方自治体に対してスポーツに関する要望を提出する活動を行っていますが、特にスポーツ施設に関する要望が多く出されています。

例えば、愛知県では、新設計画が動き出した豊橋アリーナの施設内容とそれに伴って野球場を三河湾沿岸の豊橋総合スポーツ公園B地区に移設する計画について、市民の利用にとって不便にならないものにしてほしいという要求があります。

他にも、北海道では、札幌市の施設にスポーツクライミングウォールの設置、小学生スキーリフト割引クーポンの拡大、厚別川に架かる虹の橋にロードヒーティング設置など、秋田県では、県営陸上競技場に電光掲示板を設置、学校の体育館にエアコンの設置、廃校後のグラウンド使

用許可、岩手県では、盛岡市中央公園、サイクリングロード利用者のためのトイレ設置、岩山に案内板の設置、市立小中学校の冬季体育の校外学習に市費による支援、グラウンドゴルフ場の新設、千葉県では、スポーツ関係予算の増額、各スポーツ施設改善、スポーツ関係団体との連携・協働、神奈川県では、県立スポーツセンター優先利用に関する実施要項・ルールの見直し、石川県では、金沢市営医王山スキー場の施設改善、等々の要望が出されています。

以上のように事例を挙げた疑念や心配を念頭において、以下の通り貴庁に質問いたします。

〈質問事項〉

1. スポーツ政策の立案・実施をめぐって、日本スポーツ政策推進機構、スポーツ庁、経済産業省の三者の関係は、今後どのように変わっていくのでしょうか。
2. スポーツ庁の「地方におけるスポーツ振興財源」は減少傾向にありますから、この代替策として今後ますます「スポーツ振興くじ」助成に頼ることになるのでしょうか。
3. 広いグラウンドやアリーナを必要とするスポーツ種目が軒並み実施率減少を示していますが、これにどう対処していくつもりですか。国民が利用しやすい公共スポーツ施設の確保については、地方自治体に任せただけでは進展が見られないと思いますので、スポーツ庁としての考えをお聞かせください。

まずは、以上の質問に答えていただきたいと思います。次いで、以下の要望について回答をお願いします。

〈要望事項〉

1. 昨今、スポーツの成長産業化の政策が国の重要政策の一つとなっていますが、この政策が突出し、「する」スポーツ、すなわち国民スポーツ振興が蔑ろにされることのないようにして頂きたい。
 2. 公共スポーツ施設の新設・改修に伴う使用料の大幅値上げは利用する個人・団体の負担増となり、ますますスポーツ実施率を下げることとなりますから、そうならない措置、例えば国からの補助金助成を検討して頂きたい。
- ※ 例えば、東京都では都立施設のアマチュア利用料金の一部が2倍以上の値上げ(2023年)となる等、利用者負担が重くなっています。とりわけ、建替え後の国立競技場の利用料金は、興業目的でないスポーツ利用でも基本料金が約120万円と以前の施設利用料金の約30万円から大幅に値上がりしております。国立競技場の利用料金についてスポーツの発展、振興のために興業目的でないアマチュアのスポーツ利用に限って、国や自治体の後援事業

がある事業は利用料金を減免する制度創設が必要です。

3. 体育館にエアコンを完備するよう各自治体に指示し、地方自治体の財政事情が許さないところでは、そのための補助金を国から交付して頂きたい。加えて、エアコンが整っている公共スポーツ施設でも、あまりに高額な使用料を利用者に転嫁することがないように指示および補助金助成をして頂きたい。公共の体育館は災害時の避難場所にもなるわけですから、その関連からもエアコンの設備は必須のことと思います。

※ 例えば、名古屋市の各区にあるスポーツセンターにはエアコンは設置されておりますが、生涯学習センターの体育室にはスポットクーラーがあるのみです。守山区の生涯学習センターのみエアコンが施されていますが、飛行機の航路で防音の為、窓を閉め切るためです。岩手県では体育館にエアコンが設置されましたが、エアコンの使用料が高額で、施設全体の利用料金も値上がりしています。

4. 日本勤労者山岳連盟では他の山岳団体や(公益財団法人)全国山の日協議会とともに、山岳自然環境の適切な保全と全ての人が平等に山岳地域でのスポーツ・文化活動を享受することができるために、活動しています。

現状の課題として、登山道、指導票、山小屋、水場、トイレ、登山口の駐車場などの整備、維持管理と自然破壊を伴う大型開発があります。法制上の措置も含めて、貴庁に積極的な推進役としての活動をお願い致します。